

第1章 はじめに

第2節 計画策定の趣旨

3 県では平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例^{*1}」に基づき、平成9年3月に
4 「福島県環境基本計画^{*2}」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携
5 により積極的に環境保全の取組みを進めてきました。

6 平成14年3月には、環境と共生する地域社会の実現に向けた取組みを一層推進する
7 ため、計画を全面的に見直し、環境の保全は他のあらゆる活動に優先するとの認識のも
8 とに、平成22年度を目標年度とする新しい計画を策定しました。また、平成18年度
9 には、具体的施策や環境指標などについて一部見直しを行ったところです。

10 これまでの取組みにより、河川水質や大気環境の改善など着実な成果が現れている
11 一方で、~~猪苗代湖の水質悪化やごみ排出量の増加など、猪苗代湖の水質保全対策を~~
12 ~~はじめ、廃棄物の削減対策や光化学オキシダント対策など、今後ますます力を入れ~~
13 ~~ていかなければならない課題も明らかになっています。さらに、生物多様性の危機~~
14 ~~や地球温暖化など、地球規模の環境問題はより深刻なものとなっています。~~への取
15 組みは一層緊急性を増してきています。

16 また、今日の環境問題の多くは、~~特定の事業者だけが引き起こすものではなく、地球~~
17 ~~温暖化の問題など、私たち一人ひとりも被害者であると同時に原因者加害者でもある~~
18 ~~などように複雑・多様化しており、問題解決に向けて県民、事業者、行政等のあらゆる主~~
19 体が共通認識のもとに一体となって取り組むことが一層重要となっています。

20 これらの状況を踏まえて、~~一刻も早く~~環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を
21 構築できるよう、前計画の見直しを実施し、~~目標年度を待たずに一年前倒して~~新たな計
22 画を策定することとしました。

23

2¹ 福島県環境基本条例：福島県の環境保全について、県としての基本理念等を定めた条例で、巻末に全文掲載
3 しています。

4² 福島県環境基本計画：第1次・平成9年3月策定(計画期間 21世紀初頭まで) 第2次・平成14年3月策
5 定(計画期間 平成22年度まで) 改訂版：平成19年3月策定(計画期間 平成22年度まで) 本計画は第3
6 次の計画となります。

1 第3節 計画の性格

2 「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の
3 保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画で
4 す。

5 県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画^{*1}「いきいき ふくしま創造
6 プラン」の基本目標である「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくし
7 ま”」を、環境の面から実現することを目指した計画です。

8 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画^{*2}の策定をはじめ、
9 県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を
10 示すものとして位置付けられる計画です。

11 県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組みも含めて、
12 本県の環境保全の基本的な考え方を示すとともに、各主体の参加と連携・協働を図
13 りながら、環境の保全を一体となって進めるための計画です。

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23 第4節 計画の期間

24 福島県総合計画と将来展望を共有しながら、平成22年度（2010年度）を初年
25 度とし、平成26年度（2014年度）を目標年度とする5ヶ年計画とします。

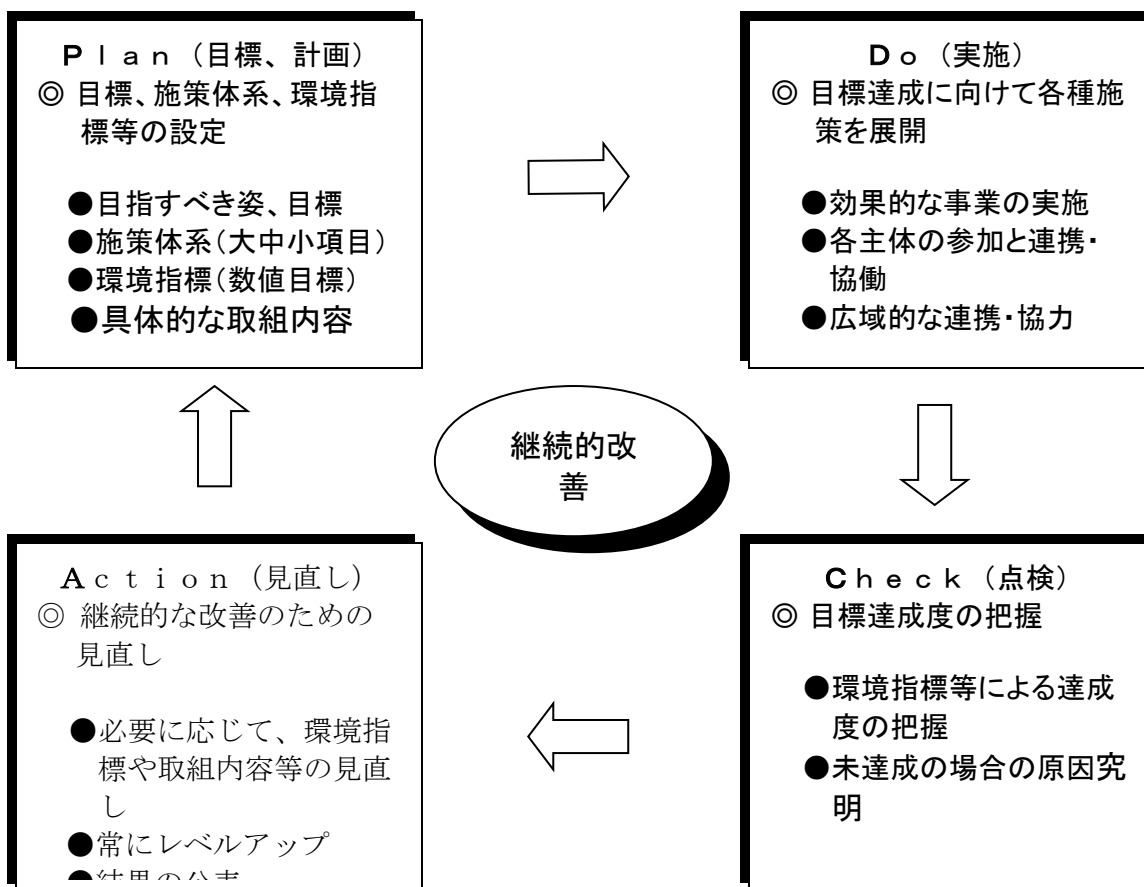
2¹ 福島県総合計画：県民、民間団体、企業、市町村、県など「ふくしま」全体の指針となる計画で、子どもた
3 ちが親の世代となる30年程度先を展望しながら、平成22年度を初年度とし平成26年度を目標年度とする
4 5か年計画です。「ふくしま新世紀プラン」（平成4年12月策定 計画期間 平成5～12年度）「福島県
5 新長期総合計画」（平成12年12月策定 計画期間 平成13～22年度）重点施策体系の見直し（平成1
6 7年12月策定 計画期間 平成22年度まで）を経て策定されています。

7² 個別計画：本計画に体系づけられる環境関連計画の体系図を巻末に示しています。

以下第6章第2節（P81）に移動

今後の環境の状況の変化とや社会経済情勢の変化などに対応して、PDCAサイクル^{*1}に基づいた進行管理により常にレベルアップを図ります。必要に応じてレベルアップを図ります。

PDCAサイクルによる進行管理



²¹ PDCAサイクル：目標、計画を定め（Plan）、これを実行実施し（Do）、その実行実施状況を点検し（Check）、見直し、改善する（Action）という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組みです。

第2章 基本目標と基本姿勢

第2節 計画の基本目標

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

4 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となって環境への負荷
5の少ない持続可能な循環型社会を構築することにより、~~低炭素社会への転換を図り、本~~
6~~県の豊かな自然を将来の世代にわたって継承し、安全で安心な生活環境が確保された~~
7~~「ふくしま」の実現を目指します。~~低炭素社会への転換、循環型社会の形成を図るとと
8もに、本県の豊かな自然を将来の世代にわたって継承し、安全で安心な生活環境を確保
9することを通じて「○○○○○○○○○○」の実現を目指します。

第3節 施策展開に当たっての基本姿勢

11 目標の達成に向けて、以下の3つの基本姿勢に基づいて各種の施策を展開します。

1 環境保全最優先

13 これまでの技術の発達は、私たちがエネルギーを求めるままに消費することを可能と
14~~するとともに、し、また、物を大量消費し大量廃棄できる環境は、私たちの生活をより~~
15~~快適なものへと変化させてきました。~~

16 しかしながら、近年頻発するゲリラ豪雨や被害を伴う竜巻など身近に起きる異常気象
17は、大量の化石燃料の消費等に伴って生じる温室効果ガスの大気中への排出に起因する
18ものであるとの指摘もなされています。

19 また、~~過夫に発達した人間のこれまで人間が行ってきた様々な活動は、生態系に対~~
20~~しても大きな影響を及ぼしており、しばしば種の絶滅などの急激な変化をもたらし~~
21~~てきました。~~

22 私たちが、この地球の生態系の一員として環境との共生を図りながら生きていくため
23には、多様な生態系を保全し、自然の循環を守りながら、資源の利用や廃棄物の排出な
24どによる環境への負荷を自然の復元力の範囲内に抑制していかなければなりません。

25 このため、環境の保全や再生が経済活動や日常活動などを含めたあらゆる活動に優先
26されるべき課題であるとの基本的な考え方を持って施策の展開を図ります。

1 2 環境影響の未然防止

2 私たちの生活をより快適にするための活動が、一つ間違えば取り返しのつかない影響
3を人の健康や自然環境に与えてしまうことを、私たちはこれまでの公害の問題などから
4学んできました。~~悪意のない行為であっても、重大な損害を自然に与えるだけの力を私~~
5~~たちは有しています。閉鎖性水域の水質の問題など、深刻な影響が現れてから対応した~~
6~~のでは、元どおりにするまでに多くの時間と経費を必要とします。する事象は少なくあ~~
7~~りません。何より、いったん失われたものは取り戻すことができません。~~

8 このため、環境への影響を未然に防止するという基本的な考え方を持って施策の展開
9を図ります。

10 3 環境と経済、環境と社会の好循環

11 これまでの大量生産、大量消費という資源やエネルギーを不自由なく消費できる社会
12では、環境に配慮するための投資は、経済的な利益に反するものと捉えられてきました。

13 しかし、技術の発達や人口の急増により地球資源の有限性が明らかとなりつつある今
14日、環境に配慮した活動は長期的には経済の持続的な発展のために欠くことのできない
15ものとなっています。

16 また、里山や水路の共同管理、地域の美化活動といった地域社会における環境保全活
17動が、世代間の交流を生み出し、地域コミュニティのつながりを強化するなど、地域力
18を高めていく上で重要な取組みとなっています。

19 このため、環境保全のための取組みが新技術の開発や省エネビジネスの振興などの経
20済活動の活性化につながる「環境と経済の好循環」の考え方とともに、地域の人々が協
21力して環境保全に取り組むことが地域の社会的な力を強め地域社会の活性化につながる
22「環境と社会の好循環」の考え方を持って施策の展開を図ります。